

## 村上市子育て支援拠点施設における キッチンカー等移動販売車の出店に係る要領

(趣旨)

第1条 村上市子育て支援拠点施設（以下「拠点施設」という。）利用者の利便性向上や販  
わいの創出を図り拠点施設の効用を高めるため、拠点施設の敷地内におけるキッチンカ  
ー等移動販売車（以下「キッチンカー等」という。）による出店及び飲食物等物品販売に  
ついて、市が許可を与えるために必要な事項を定めるものとする。

(出店場所)

第2条 出店を許可する場所は、次のとおりとする。

位置	台数	面積
村上市上助渕 661 番地 1 の外構の一部	2 台/日程度	15 m <sup>2</sup> /台程度 (2.5m×6m)

(出店可能日時)

第3条 12月29日から翌年1月3日までを除く、午前9時から午後4時までとする。

(出店条件)

第4条 出店者は、下記の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 公的機関が発行する新潟県内一円で有効な営業許可を有すること。
- (2) 食品衛生法に基づく「自動車による営業」の許可を有すること。
- (3) 食品衛生責任者又はこれに代わる資格を有すること。
- (4) 出店期間内において営業許可の期限が有効であること。
- (5) 生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入していること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する更正又は再生手続きを開始していないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人若しくは個人事業主でないこと。
- (8) 過去 3 年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(使用料)

第5条 使用料については、当面の間無料とする。

(許可申請手続)

第6条 当該許可を受けようとする者（以下「出店希望者」という。）は、許可申請書（様式1）及び下記提出書類を村上市こども課（以下「所管課」という。）に提出するものとする。

- (1) 出店希望日及び販売品記入用紙（様式2）
  - (2) 誓約書（様式3）
  - (3) 営業許可書又は営業届出書の写し
  - (4) 食品衛生責任者又はこれに代わる資格証明書の写し
  - (5) 生産物賠償責任保険（PL 保険）の証明書の写し
  - (6) キッチンカー等の車検証の写し及び車両写真
- 2 前項第2号から第6号までの提出物は有効期限が失効していない限り、同一年度において、2回目以降の提出は不要とする。
- 3 申請の時期は、出店希望月の前月の15日までとし、1か月ごとに申請を可能とする。
- 4 所管課は、第1項の申請書類を審査し、行政財産の使用の許可をするときは、市長の決

裁を経て出店希望者に対し許可書を交付するものとする。

(出店における注意事項)

第7条 前条の許可を受けた出店希望者(以下「出店者」という。)は、出店当日、次の各号に掲げる注意事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店に必要な電気、水道等は出店者が用意し、火気を使用する場合は業務用消火器(ABC粉末消火器)を設置すること。
- (2) 公共施設の敷地内及び建物内はすべて禁煙であるため、これを遵守すること。
- (3) 販売商品の製造・管理、販売時の表示等(価格、原材料及びアレルギー等)については、各種法令を遵守すること。
- (4) 公序良俗に反するものや法令違反の商品及び製品の販売はしないこと。
- (5) 酒類の販売は禁止するものとする。
- (6) 出店スペースは常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理にかかる費用は、出店者の責任と負担で実施すること。
- (7) 火災と間違われる排煙、臭気、振動及び大音量を伴う行為は行わないこと。
- (8) 出店施設の敷地内及び建物内で客引き及び宣伝は行わないこと。ただし、出店スペースにおいてはこの限りでない。
- (9) 出店による事故やトラブルが発生した場合は、出店者の責任において対処するものとし、トラブル等が発生した場合は、速やかにその内容を市に報告すること。
- (10) 出店の権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (11) 天災地変、その他避けることができない理由により出店中止を命じられた場合は、これに従うこと。なお、出店中止により発生した損害に対し、市は補償を行わないものとする。
- (12) 市の広報及び行政機関への報告書作成用に写真撮影を行うことがあるので、これに協力すること。
- (13) 出店後、売上報告書(様式4)を提出すること。

(出店の解除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は出店許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 出店者が、許可を受けた使用目的に違反したとき。
- (2) 出店者が、この要領又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 公序良俗に反する使用をしたとき。
- (4) 上記各号のほか、施設の管理上、特に必要と認められるとき。

(疑義についての協議)

第9条 この要領に定めるもののほか、キッチンカー等による出店及び飲食物等物品販売に関し必要な事項については、市と出店者で協議の上、これを定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年3月1日から施行する。

(検討)

- 2 使用料については、拠点施設の経営条件及び市の財政状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。